街なかに賑わいを 取り戻そう!

問い合わせ先

鳥取街なか・賑わいのまちづくり実証事業実行委 員会(鳥取商工会議所内) (0857) 39-0777 市役所本庁舎市街地整備室 (0857) 20-3278

9月14日(月)から23日(水・祝)まで、 駅前で「賑わい実験」を行います!

中心市街地の賑わいを取り戻すため、昨年度に引き続 き、本市と鳥取市中心市街地活性化協議会が共同で実証 事業を実施します。

実証事業とは

本市では、自動車交通の流れを円滑にするため、安 全で効率的な道路網の整備を進めています。昨年3月 末に全線開通した鳥取環状道路などにより、市街地を 通過する自動車が少なくなり、道路空間に余裕が生ま れてきました。

この事業は、余裕が生まれた中心市街地の道路空間 を利用して、実験的に街の賑わいをつくり出し、街な かの今後の整備方針を検討するものです。

今年度は、昨年度の課題を踏まえて、回遊性を高め るため規模を拡大して実施します。



昨年は大丸前の太平線通りを一方通行にし、道路に芝生を 敷きました

今年は何をするの?

●「賑わい空間」を創ります

オープンカフェや雑貨販売などの出店、大道芸など の各種パフォーマンスを行うとともに、花や緑で彩り ます。

●地域資源を活かしたイベントを行います

砂像づくりを地域のみなさんにも楽しんでいただくた め、市民参加型の「街なか砂像コンテスト」を開催。また、 制作された砂像を巡るスタンプラリーを行います。

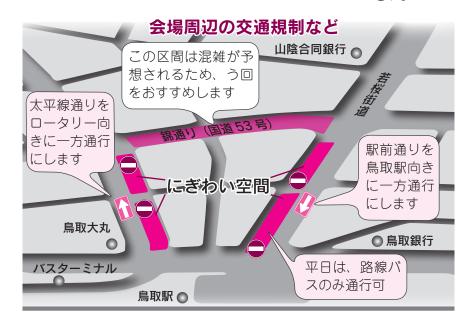
●足湯を開設します

駅前でほっこり! 鳥取は温泉が有名です。その温泉 を賑わいづくりに活かすことができないか、足湯を設 置して検証します。

ご協力をお願いします

この事業期間中に、実証実験の効果を測定するため、 ご来場のみなさんにアンケートを行います。

いただいたご意見は、今後の街なかの賑わい創出の ために参考にさせていただきます。どうぞご協力くだ さい。





高額医療・高額介護 合算制度について

問い合わせ先

市役所駅南庁舎高齢社会課 <a>(0857) 20-3454 市役所駅南庁舎保険年金課 <a>(0857) 20-3487

介護サービスや医療の自己負担額が高額になった 場合に、一定限度を超えた額を支給する制度は、これまでもそれぞれ個別にありましたが、このたび、 両方の自己負担額を世帯で合計して、限度額を超える分を支給する「合算制度」が新設されました。該 当する人は、申請により支給されます。

算定の対象となる自己負担額

平成20年4月1日~平成21年7月31日の期間(16 カ月)に利用した、医療及び介護のサービスに関する自己負担額が対象です。※食費・居住費や差額ベッド代などは対象外。

世帯内の「同一の医療保険」に加入している人の自己負担額を合算することができます。同一世帯でも、長寿医療(後期高齢者医療)制度、国民健康保険、職場の健康保険ごとの加入者が合算できる世帯単位となります。

申請に必要なもの

介護保険の窓口(市役所駅南庁舎高齢社会課 33 番窓口、各総合支所市民福祉課)に以下のものをお持ちください。

- ●介護サービス利用者の介護保険被保険者証
- ■国民健康保険または長寿医療制度の加入者は、それぞれの被保険者証
- ●支給額がある場合に振り込むための預金口座などの 口座名義が分かるもの
- 印鑑

手続きの流れ



高齢社会課(駅南庁舎 33 番窓口、各総合支所市民福祉課)

99

①「支給申請書兼自己 負担額証明書交付申 請書」を提出 ② 11 月ごろに介護保 険の「自己負担額証 明書」を交付 ④ 12 月ごろに支給(また は不支給)の決定を通知 (介護分)

対象者のみなさん



各医療保険者(長寿医療制度、国民健康保険、職場の健康保険)

③交付された②の証明書 を添付し、「高額介護 合算療養費」の申請

4 12 月ごろに支給(または不支給)の決定を通知(医療分)

快、堰场の健康休快)

※国民健康保険または長寿医療制度の加入者は、 上記の③の手続きは必要ありません。

各世帯の自己負担の限度額

本年は、平成 20 年 4 月 1 日~平成 21 年 7 月 31 日の期間(16 カ月)で算出します。来年以降は、8 月 1 日~翌年 7 月 31 日の期間(12 カ月)で算出します。

| 医療保険の所得区分 | | 被用者保険または国民健康保 険(世帯内の70~74歳の人) +介護保険 | |
|-----------|-------|---|-------|
| 現役並み所得者 | 89 万円 | 89 万円 | 168万円 |
| 一般所得者 | 75 万円 | 75 万円 | 89 万円 |
| 低所得者Ⅱ | 41 万円 | 41 万円 | 45 万円 |
| 低所得者Ⅰ | 25 万円 | 25 万円 | 45 万円 |

※所得区分の変更などで、平成 20 年 4 月 1 日~平成 21 年 7 月 31 日の期間(16 カ月)で算出するより、平成 20 年 8 月 1 日~平成 21 年 7 月 31 日の期間(12 カ月)で算出した方が支給額が多くなる場合は、12 カ月で算出した額を支給額とします。